

## インフルエンザ・新型コロナの感染が疑われる生徒の対応について

### 1 感染疑いのある生徒について

インフルエンザ・新型コロナの感染疑いがある生徒は、感染まん延防止の観点から、法令に基づき、校長の判断で「出席停止」扱いで帰宅させる。

<学校保健安全法>

第19条 校長は感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

<インフルエンザの感染疑いの判断の目安>

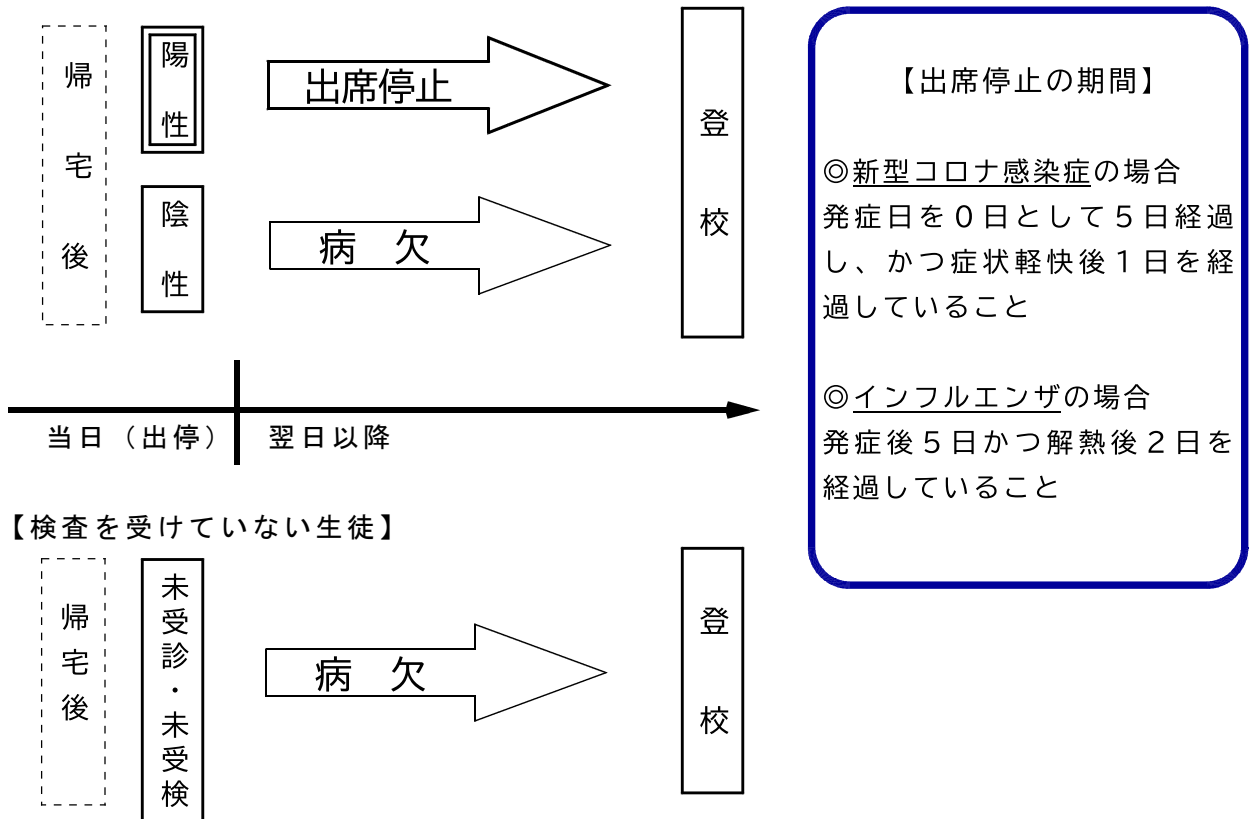
①校内・家庭の感染状況、②急な高熱、③関節などの節々の痛み、④悪寒

<新型コロナの感染疑いの判断の目安>

①校内・家庭の感染状況、②37.5度以上の発熱、③明らかな継続的な咳き込み  
④嚔下時に現れる強い咽頭痛、⑤悪寒

### 2 帰宅後の扱いについて

【検査を受けた生徒】



【検査を受けていない生徒】

